

返 還 猶 予 願 (在学猶予)

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

平成 30 年 00 月 00 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金について、下記の学校に在学しているため、別紙在学証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

※必ず決定番号を記入してください。

決定番号を記入して下さい、
不明の場合は、育英会にお問い合わせください。

決定番号	学別	採用年度	番 号
2	1	5	9 9 9 9 9

※借用人本人が自署してください。

認印OKです。

フリガナ	ショウガク タロウ	自宅TEL	06-9999-8888
借用人氏名 (本人)	奨学 太郎	携帯TEL	090-7777-9999
	平成 11 年 6 月 4 日生		
住 所	〒 534 - 0026 大阪市都島区〇〇町〇番20号		

該当する番号及び学別の下段に○をし、必要事項を記入してください。

学 別	在学学校名	学部等	学年	修業 年限	卒業予定年月
1 大 学 昼間・夜間〔フレックスタイム制・通信制を含む〕	大阪奨学大学	経 済 学 部 経 営 科	1 学年	4 年	H34 年 3 月
2 短期大学 昼間・夜間〔フレックスタイム制・通信制を含む〕		学 部	学 年	年	年 月
3 大 学 院 昼間・夜間〔フレックスタイム制・通信制を含む〕					
4 高等学校 全日制・定時制 多部制単位制・通信制					
5 高等専門学校					
6 専修学校(専門課程) 昼間・夜間(通信制を含む)			学 年	年	年 月
7 専修学校(高等課程) 昼間・夜間(通信制を含む)			学 年	年	年 月

「在学証明書」を添付して申請してください。

1回の申請で卒業予定年度まで猶予できます。

(例)

現在、4年制大学 1年生

⇒ 1回の申請で4年間 返還猶予ができます。

※返還猶予期間は、その学校の最短修業期間(在学する年度)です。(退学されたときは、退学時までです。)

転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手続きが必要です。

※夜間(フレックスタイム制・通信制を含む)の学校(高等学校以外)に在学している方は、課税所得の証明書も必要となります。

注 意 事 項

- 本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求(口座振替請求・払込用紙での請求)は停止しません。また、猶予承認前に、支払った返還金は返却できません。
- 返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。
- 返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。
- 返還猶予期間満了後は、直近の10月から返還が開始となります。
返還方法は原則、口座振替での月賦返還です。口座振替に必要な書類等は、返還が開始となる年度に本会から送付します。
- 住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、必ず本会に届け出又は連絡してください。

大阪府育英会 使用欄